判決 平成14年1月10日 神戸地方裁判所 平成13年(わ)第1165号 暴力行為等処罰二関スル法律違反, 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

主文

被告人を懲役1年に処する。

この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は,

第1 平成13年10月29日午後9時ころ、神戸市A区Ba丁目b番c号所在のV方玄関付近において、被告人の実兄である前記V(当時37年)に対し、所携の文化包丁(刃体の長さ約17センチメートル。平成13年押第222号の1)を手に持って見せつけ、もって、凶器を示して脅迫した

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前記日時場所において、前記 文化包丁1本を携帯した ものである。

(証拠の標目) 一括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号 省略

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為は暴力行為等処罰二関スル法律1条(刑法222条1項)に、判示第2の所為は銃砲刀剣類所持等取締法32条4号、22条にそれぞれ該当するところ、所定刑中それぞれ懲役刑を選択し、以上は刑法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により重い判示第1の罪の刑に同法47条ただし書の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役1年に処し、同法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(責任能力についての判断)

被告人は、本件各犯行当時、精神病の影響により心身喪失あるいは心神耗弱の状態にあった旨主張するが、関係証拠によれば、被告人に完全責任能力のあったとは優に認められる。すなわち、前掲各証拠並びに司法巡査作成の捜査報告書書(検察官証拠請求番号30、31)及び医師C作成の捜査関係事項照会回答書書(、加うつ神経症、気分障害あるいは強迫性障害等の病名で、医師の投薬治療をよっていた事実が認められるところ、何らかの意味で、本件犯行にも医師に被告入がに、本件各犯行自体は、被告人が妄想や幻覚に支配ないしは強く影響されていた。本件各犯行自体は、被告人が妄想や幻覚に支配ないしは強く影響されては、わけではないことは極めて明らかであり、前掲関係各証拠によれば、被告人は、本件各犯行当時、行為の是非善悪を弁識しこれに従って行動する能力を失い、あるいはこれが著しく減弱する常態になかったものと認めるに十分である。

(量刑の理由)

よって、主文のとおり判決する。

平成14年1月10日

神戸地方裁判所第11刑事係甲

裁判官 杉森研二